

地域医療勤務環境改善支援事業

医師の労働時間短縮に向けた他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善に要する経費を補助

I 地域医療勤務環境改善体制整備事業

(医療機関の勤務環境改善を支援するため、対象医療機関に以下の財政的支援を行う。)

【補助対象医療機関】

・地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関

< 具体的な要件 (下図「補助対象」に該当する医療機関) >

		年間夜間・休日・時間外入院件数	
		500件以上	500件未満
年間救急車受入件数	2000件以上	診療報酬による対応	
	1000件以上 2000件未満	補助対象	
	1000件未満	補助対象	補助対象(※1)

(※1) 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関あるいは下記のいずれかに当てはまる医療機関であること。

- ・地域医療の確保に必要な医療機関であって、
 - － 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
 - － 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病6事業で重要な医療を提供している場合
- ・その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

【補助対象経費】

・「医師労働時間短縮計画」に基づく、医師の労働時間短縮に向けた勤務環境改善のための総合的な取組に要する費用

- (例) ハード事業：ICT等 (AI問診システム、勤怠管理システム等) の導入費用、休憩室の設備購入費用 等
- ソフト事業：医師事務作業補助者の研修費用、改善支援アドバイス費用、タスク・シフト/シェアに伴う医療専門職雇用にかかる人件費 等

【交付要件】

- ・年の時間外・休日労働時間が720時間を超える医師を雇用している医療機関で、年間の時間外・休日労働時間が720時間を超える36協定を締結していること。
- ・医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成していること。

【補助基準額】

- ・1床(※1)当たりの標準単価を133千円とし、病床数を乗じて得た額。ただし、「更なる労働時間短縮の取組(※3)」を実施する医療機関は、1床当たりの標準単価を最大266千円まで可とする。(R8までの措置)

【補助率】

1/2

※補助基準額と補助対象経費に補助率1/2を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を補助上限額とする。

(※2) 病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数 (療養病床を除く)

(※3) 医療機関の更なる労働時間短縮の取組を評価し、以下のいずれかを満たす場合、1床当たりの標準単価を266千円まで増額できる。

- ① 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。
- ② 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審したB又は連携B医療機関で、各年度において、下表に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結するB又は連携B水準適用医師がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。

令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間
令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間
令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間